

韓国の最近の知財状況について

2014年11月5日

日本貿易振興機構(JETRO)
ソウル事務所 副所長

笹野 秀生

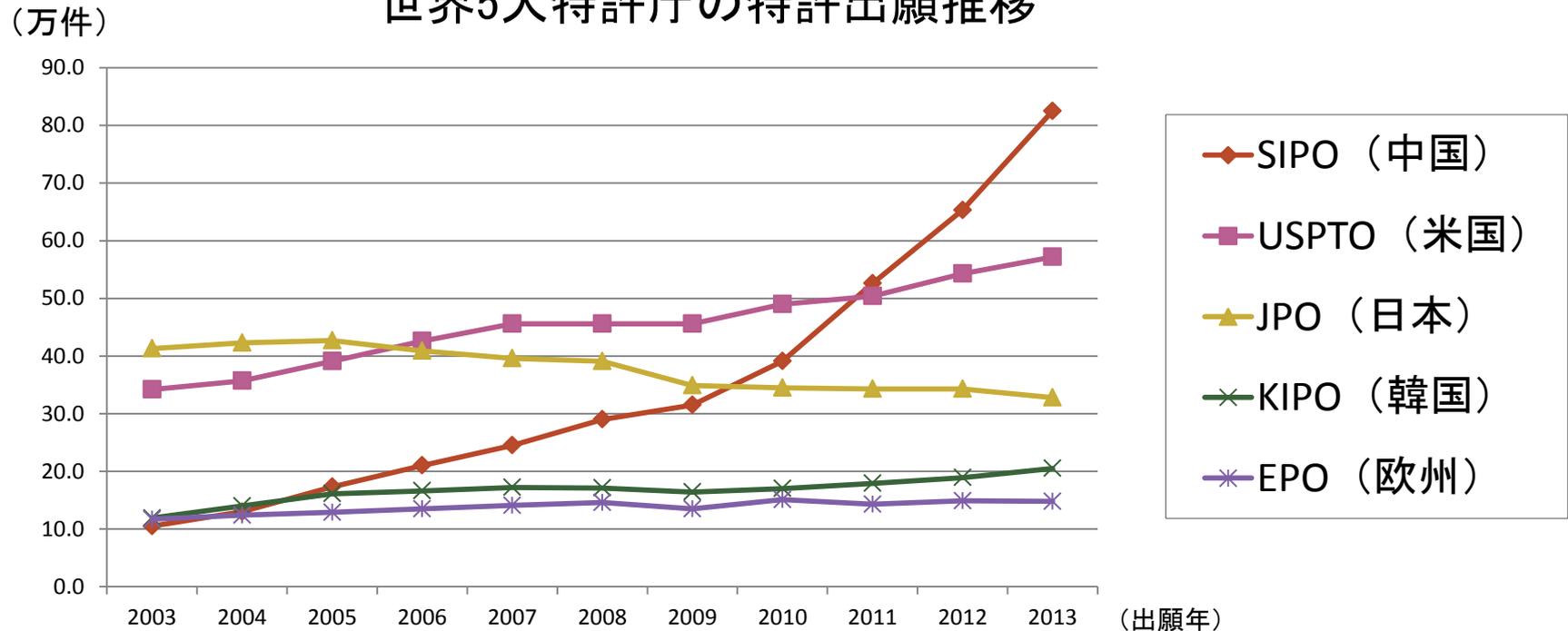
目次

- 韓国特許出願等の状況
- 2014年韓国知財法改正トピックス
- 知的財産を巡る韓国政府の動き
- 日本企業が直面する韓国知財問題

韓国特許出願等の状況

特許出願の傾向

世界5大特許庁の特許出願推移



出所：2014. 5. 日本特許庁, 「特許行政年次報告書2014年度版」よりジェトロソウル作成

韓国の特許出願推移

	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
特許	170632	163523	170101	178924	188912	204,589
(増減)	-1.1%	-4.2%	4.0%	5.2%	5.6%	8.3%

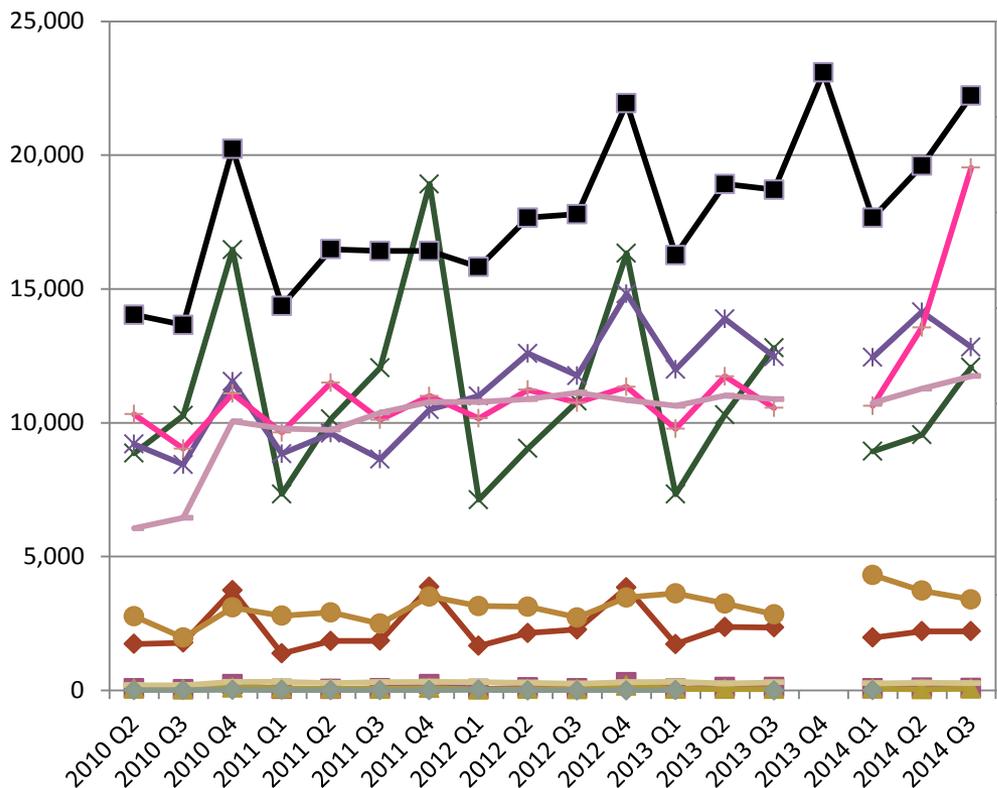
出所：2014. 7. 韓国特許庁, 「2013知識財産統計年報」 KIPO

日本の出願が漸減するのを尻目に、中国、米国、韓国の出願は増加している。韓国については、2010年以降再び出願増加傾向。

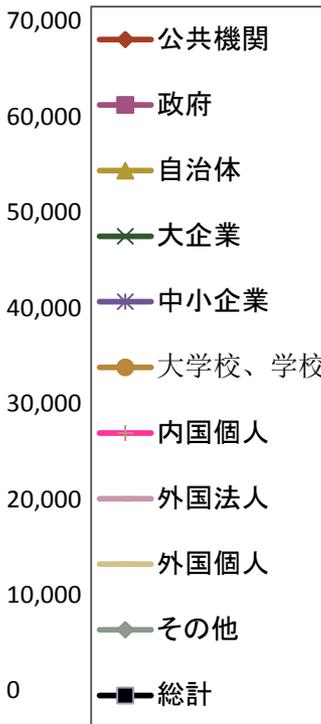
韓国特許出願の傾向分析

出願人タイプ別 韓国特実出願件数(四半期毎)

(件:総計以外)



(件:総計)



(出願四半期)

区分	2013 Q3	2014 Q3	増減率
公共機関	2,350	2,210	-6.0%
政府	120	90	-25.0%
自治体	51	72	41.2%
大企業	12,800	12,072	-5.7%
中小企業	12,474	12,828	2.8%
大学校、学校	2,842	3,403	19.7%
内国個人	10,555	19,533	85.1%
外国法人	10,885	11,743	7.9%
外国個人	303	272	-10.2%
その他	1		
総計	52,381	62,223	18.8%

出所：2010.7～2014.10 韓国特許庁発表の四半期毎の知的財産権の動向より
ジェトロソウル作成

※公共機関＝公共研究所、公企業、公共機関

※中小企業＝中小企業、中堅企業

※2013年Q4のタイプ別統計は、KIPOが公開していない

国内企業出願は微減／微増、外国出願は微増だが、個人出願が急増

韓国特許出願の傾向分析

2014年出願人別 韓国特実出願ランキング(第3四半期まで)

- 特許・実用新案

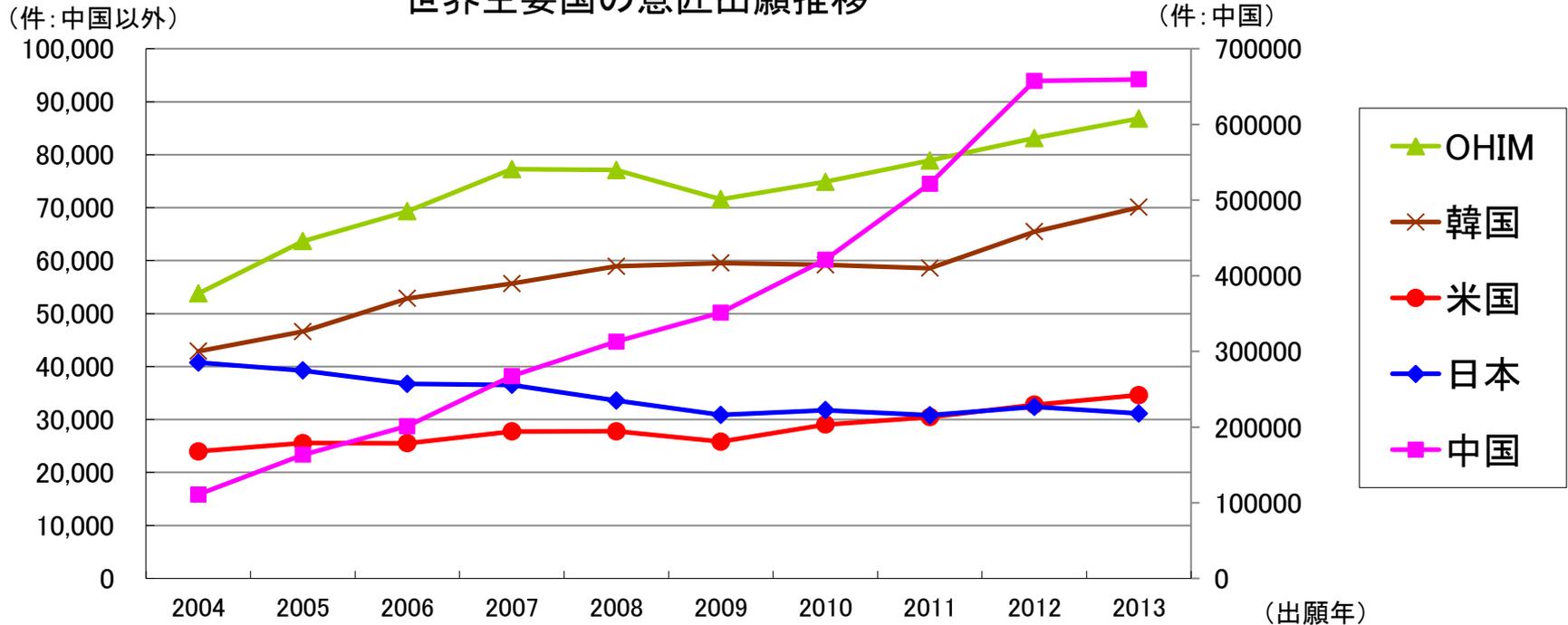
順位	出願人名	第3四半期			累計		
		2013	2014	増減率	2013	2014	増減率
1	サムスン電子株式会社	2,006	2,015	0.4%	5,649	5,488	-2.9%
2	LG電子	825	891	8.0%	2,356	2,558	8.6%
3	LG化学	1,084	949	-12.5%	2,216	2,084	-6.0%
4	サムスンディスプレイ株式会社	819	630	-23.1%	2,043	1,663	-18.6%
5	韓国電子通信研究院	511	322	-37.0%	1,479	1,611	8.9%
6	現代自動車株式会社	613	791	29.0%	1,193	1,498	25.6%
7	大宇造船海洋	598	501	-16.2%	949	1,153	21.5%
8	現代重工業	832	510	-38.7%	2,051	1,125	-45.1%
9	サムスン重工業株式会社	479	416	-13.2%	1,105	1,111	0.5%
10	サムスン電機株式会社	505	455	-9.9%	1,192	1,098	-7.9%

出所：2014.10 韓国特許庁発表の四半期毎の知的財産権の動向よりジェトロソウル作成

企業により傾向は異なるが、サムスングループは概ね減少傾向

意匠出願の傾向

世界主要国の意匠出願推移



出所：2014. 5. 日本特許庁、「特許行政年次報告書2014年度版」よりジェトロソウル作成

韓国の意匠出願推移

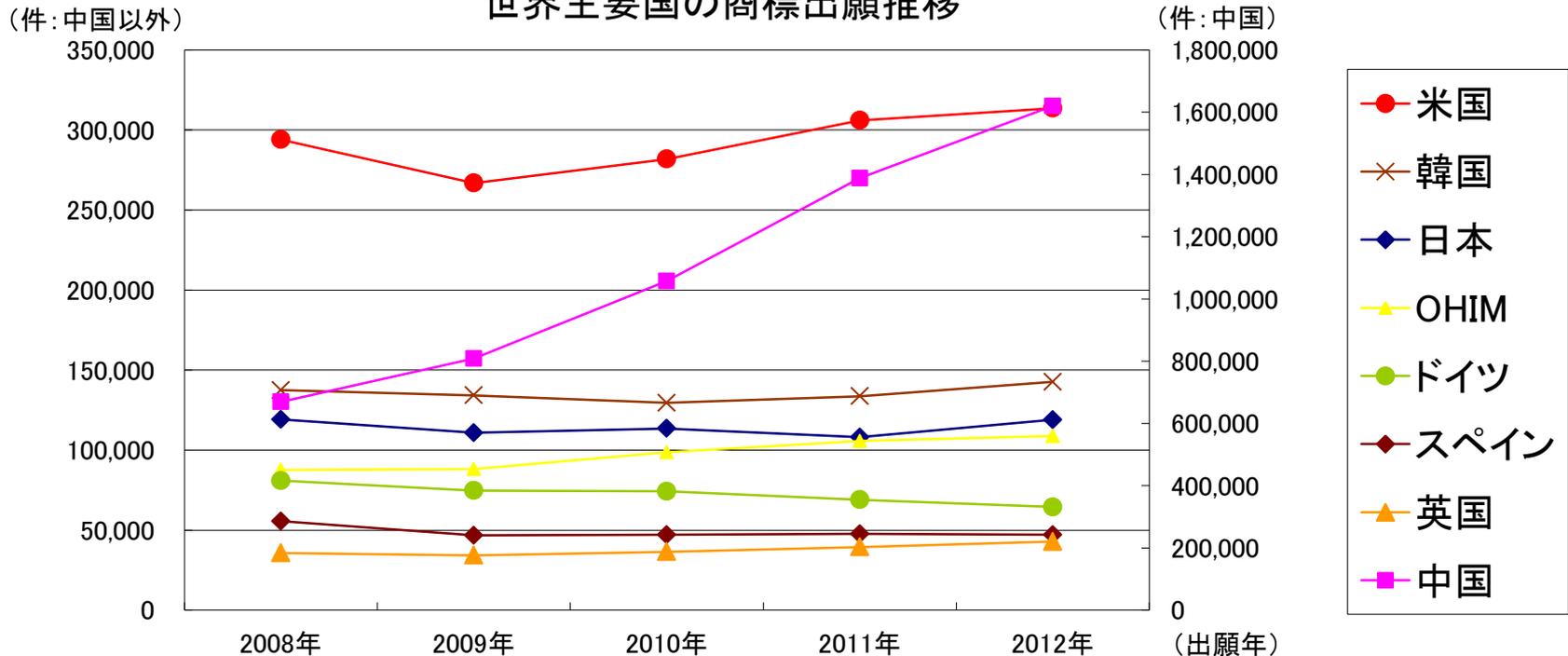
	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
意匠	56,750	57,903	57,187	56,524	63,135	66,940
(増減)	4.39%	2.03%	-1.24%	-1.16%	11.70%	6.03%

出所：2014. 7. 韓国特許庁、「2013知識財産統計年報」KIPO

中国が圧倒的に出願を増やしているが、日本以外の出願は近年全て増加している。韓国については、2010,2011年は微減だったが、その後再び出願増加傾向。

商標出願の傾向

世界主要国の商標出願推移



出所：2014. 5. 日本特許庁、「特許行政年次報告書2014年度版」よりジェトロソウル作成

韓国の商標出願推移

	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
商標	127,910	126,420	121,125	123,814	132,522	147,667
(増減)	-3.31%	-1.16%	-4.19%	2.22%	7.03%	11.43%

出所：2014. 7. 韓国特許庁、「2013知識財産統計年報」KIPO

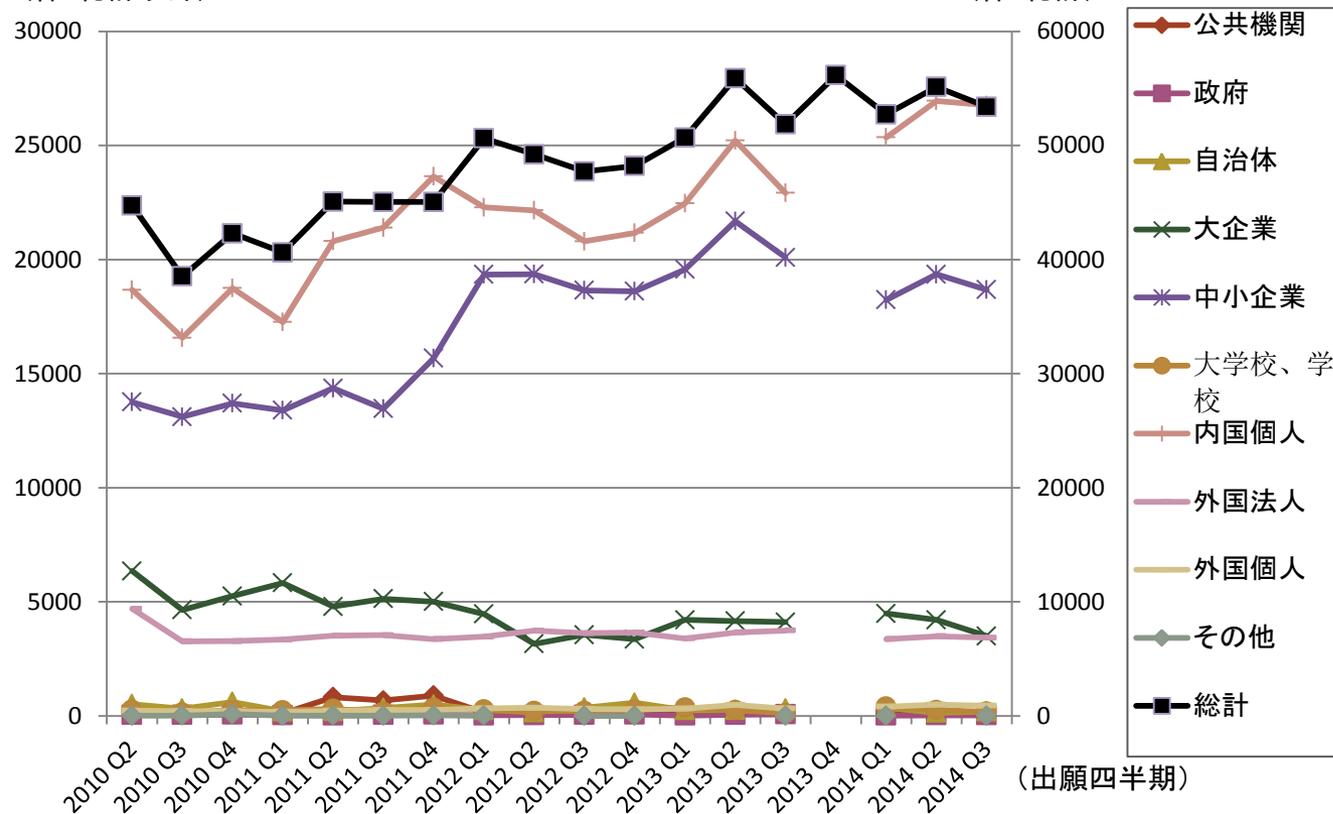
中国が圧倒的に出願を増やしており、米国、英国、OHIMも増加傾向。
韓国についても、2011年から再び出願増加傾向。

韓国意商出願の傾向分析

出願人タイプ別 韓国意匠・商標出願件数(四半期毎)

(件:総計以外)

(件:総計)



	2013 Q3	2014 Q3	増減率
公共機関	144	157	9.0%
政府	69	33	-52.2%
自治体	327	194	-40.7%
大企業	4,114	3,501	-14.9%
中小企業	20,089	18,680	-7.0%
大学校、学校	118	183	55.1%
内国個人	22,919	26,765	16.8%
外国法人	3,746	3,430	-8.4%
外国個人	323	448	38.7%
その他	1	2	
総計	51,850	53,393	3.0%

(出願四半期)

出所：2010.7～2014.10 韓国特許庁発表の四半期毎の知的財産権の動向より
ジェトロソウル作成

※公共機関＝公共研究所、公企業、公共機関

※中小企業＝中小企業、中堅企業

※2013年Q4のタイプ別統計は、KIPOが公開していない

内外とも企業の出願は減少し、
個人出願が増えている

韓国意商出願の傾向分析

2014年出願人別 韓国意商出願ランキング(第3四半期まで)

- 意匠

順位	出願人名	第3四半期			累計		
		2013	2014	増減率	2013	2014	増減率
1	サムスン電子株式会社	552	358	-35.1%	1,770	1,030	-41.8%
2	LG電子	309	119	-61.5%	928	559	-39.8%
3	(株)アモレ・パシフィック	115	145	26.1%	364	325	-10.7%
4	韓国ファッション産業研究院	-	-	#DIV/0!	46	303	558.7%
5	CJ	123	69	-43.9%	321	248	-22.7%
6	(株)LGハウシス	21	16	-23.8%	122	190	55.7%
7	(株)ラインテクスタイル	78	13	-83.3%	158	189	19.6%
8	株式会社テアンテクスタイル	84	79	-6.0%	202	183	-9.4%
9	現代自動車株式会社	133	53	-60.2%	167	177	6.0%
10	コーロンインダストリ株式会社	10	42		132	174	

サムスン電子、LG電子のデザイン重視傾向が目立つが、今年は大きく出願を減らしている。

- 商標

順位	出願人名	第3四半期			累計		
		2013	2014	増減率	2013	2014	増減率
1	(株)アモレ・パシフィック	603	287	-52.4%	1,401	1,418	1.2%
2	LG生活健康	346	455	31.5%	1,175	1,383	17.7%
3	(株)ザ・フェイスショップ	67	122	82.1%	350	475	35.7%
4	株式会社韓国人参公社	98	102	4.1%	125	382	205.6%
5	LG電子	187	78	-58.3%	356	325	-8.7%
6	株式会社ダウム・コミュニケーション	161	77	-52.2%	366	222	-39.3%
7	スキンフード	24	89	270.8%	86	205	138.4%
8	サムスン電子株式会社	96	41	-57.3%	243	173	-28.8%
9	第一毛織株式会社	31	47	51.6%	122	170	39.3%
10	ハイト・ジン口株式会社	4	-	-100.0%	16	165	931.3%

食品・生活分野以外では、サムスン電子・LG電子の出願が多い。

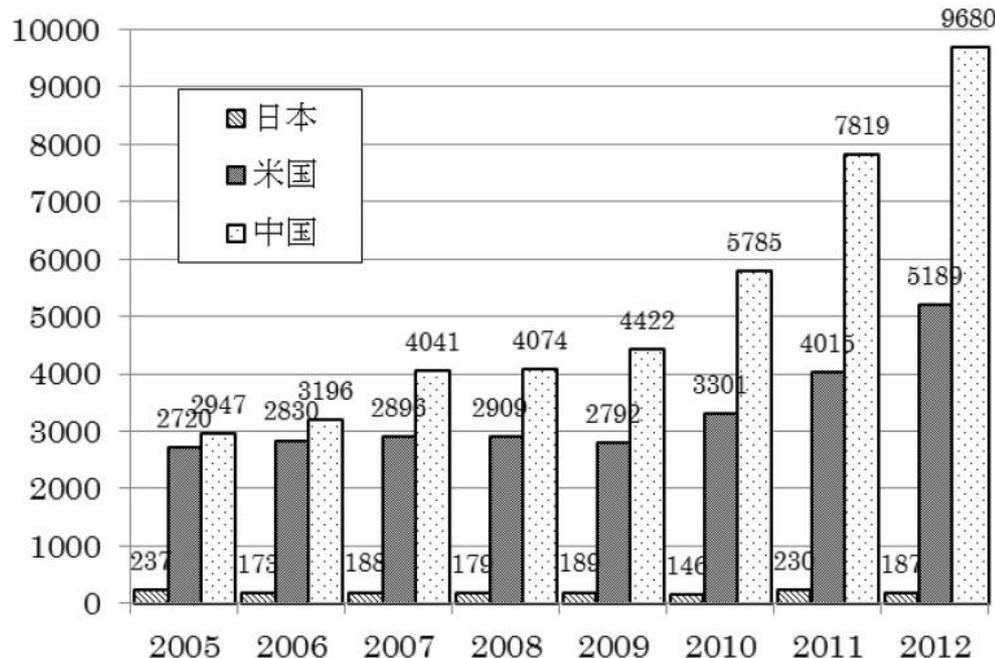
知財訴訟の現状

韓国における知的財産訴訟(民事)新受件数

	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
一審	129	184	418	1,371	1,681
控訴審	41	54	47	56	100
上告審	14	14	15	9	17
計	184	252	480	1,436	1,798

出所：法院行政処「司法年鑑」

日中韓の知財訴訟(特許・実用・意匠民事一審)件数

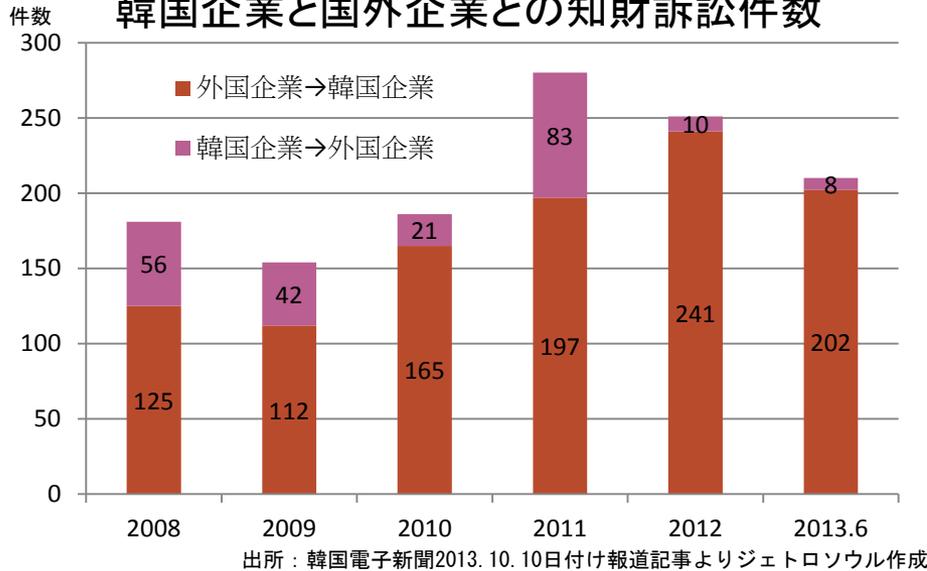


出所：(一財)知的財産研究所「平成25年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書」平成24年3月, p47

- 司法年鑑のデータは、知的財産のタイプ別には分けられていないが、担当部署に聴取したところでは、正確な統計が取れていないのではっきりしたことは解らないとしながらも、著作権に関する紛争がほとんどであるとのこと。ただし、2010年以降の急増で、特許等についても増加している可能性はある。
- 2009年の韓国知識財産研究院(KIIP)発表の資料では、2000～2009年の特許・実用侵害訴訟の一審件数は、23～118件(平均約69件、最大値は2007年)とばらついており、日本と比べても多くない。
- 2013年の処理統計では、1628件処理した中で、訴訟(みなし)取り下げ721件、和解435件、調停231件、判決195件。

知財訴訟の現状

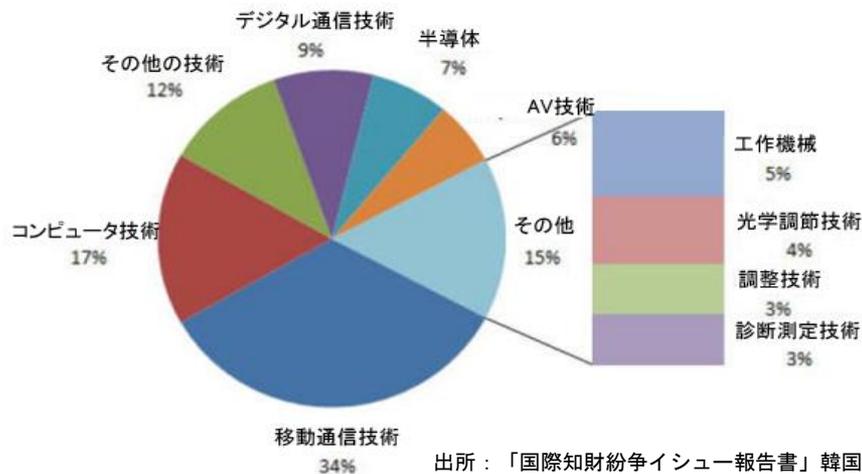
韓国企業と国外企業との知財訴訟件数



韓国企業への対NPE知財訴訟件数



韓国企業と国外企業との知財訴訟分野



22日に「不正競争防止法の違反」で東芝とサンディスクとに提訴されたSKハイニックスのみならず韓国産業に対するグローバル企業のけん制が近ごろ相次いでいる。米特許庁によると、2013年3月基準で米企業が韓国企業を相手どって起こした訴訟は約100件（デジタルタイムズ2014.07.23付記事抜粋）

韓国の中堅・中小企業が・・・米企業を相手に提起した特許紛争は・・・2011年には3,628件、2013年には6,092件と、この2年で2倍近く増加（韓国経済新聞2014.8.11付記事抜粋）

2014年韓国知財法改正トピックス

2014年法改正トピックス

【特許法及び商標法改正（法律第12753号、2014.6.11公布）の主な内容】

※ ○：2014.6.11施行、□：2015.1.1施行

1. (改正特許法) **特許出願の要件緩和**など通じた創意的アイデアの保護
 - 出願形式の緩和により研究ノート又は英語論文でも出願可能
 - 特許料未納により消滅された特許権回復要件の緩和
 - 外国語出願明細書の補正基準転換(翻訳文主義→原文主義)
 - 外国語国際特許出願の韓国語翻訳文の提出延長制度の導入
2. (改正商標法) **公正で合理的な商標制度**の確立
 - 商標ブローカーなどにより有名芸能人や放送プログラムの名称が無断で登録された場合、使用制限及び登録取消が可能
 - 同業者などが信義誠実の原則に反し出願した商標の登録防止
 - 識別力のない商標の使用による商標登録要件の緩和
 - 有名商標の識別力や名声を損傷させる商標の登録防止

2014年法改正トピックス

【特許法改正（法律第12753号、2014.6.11公布）】

※ ○：2014.6.11施行、□：2015.1.1施行

1. (改正特許法)特許出願の要件緩和など通じた創意的アイデアの保護

□ 出願形式の緩和により研究ノート又は英語論文でも出願可能(第42条の2 新設など)

- 論文の内容(発明の説明)を明細書に記載し特許出願書(表紙)に添付して提出すると出願日を先行獲得できることを明確化。
- 出願日先行獲得のために許容される言語の範囲を韓国語以外に外国語にまで拡大し、詳細な項目は‘産業通商資源部令’で委任して規定(現在は英語のみ)。

出願日先行獲得要件

◆ (特許出願書)

発明者、出願人の名前などを記載した出願書があること

◆ (明細書)

発明の説明を記載した明細書が特許出願書に添付されていること(クレーム不要)

最先日*から1年2ヵ月以内に明細書に請求範囲を記載するよう補正義務化(第42条の2第2項)し、未補正時には取り下げとみなす(第42条の2第3項)。

○ 特許料未納により消滅された特許権回復要件の緩和(第81条の3第3項)

- 特許権回復要件である‘実施中の発明’を削除し、納付額を特許料の3倍から2倍に引き下げ。

2014年法改正トピックス

【特許法改正(法律第12753号、2014.6.11公布)】

※ ○:2014.6.11施行、□:2015.1.1施行

1. (改正特許法)特許出願の要件緩和など通じた創意的アイデアの保護(つづき)

□ 外国語出願明細書の補正基準転換(翻訳文主義→原文主義)(第47条、第208条など)

→ これまで外国語の国際特許出願について、韓国語翻訳文に単純なミスによる誤訳があっても誤訳を訂正する方法がなかった(5庁では韓国のみ)。

→ これからは、外国語明細書の範囲において補正(原文主義)することができるよう補正基準を転換した。

例)原文に「Ca」とあり、翻訳文に「カリウム」とあった場合、改正法施行後の出願については「カルシウム」と補正することが可能。

□ 外国語国際特許出願の韓国語翻訳文の提出延長制度の導入(第201条)

→ 出願人からの申立てがあった場合、外国語国際特許出願の韓国語翻訳文提出期間を1ヵ月延長(2年7ヵ月+1ヵ月=最大2年8ヵ月)

※日本の場合(第184条の4第1項但書):国内書面提出期間(最先日から2年6ヵ月)の満了日前の2ヵ月から満了日までのあいだに書面を提出した場合には、書面提出日から2ヵ月以内に翻訳文の提出が可能(つまり、最大2ヵ月延長→2年8ヵ月)

2014年法改正トピックス

【商標法改正（法律第12753号、2014.6.11公布、施行）】

2. (改正商標法)公正で合理的な商標制度の確立

○ 識別力のない商標の使用による商標登録要件の緩和（6条2項）

→ 英文字2文字など簡単でありふれた標章(SK,K2)など、識別力のない商標は、使用により「顕著に認識されている」という識別力の認定を受けてから商標登録が可能であったが、使用による識別力の認定要件から「顕著に」を削除。

○ 商標ブローカーなどにより有名芸能人や放送プログラムの名称が無断で登録された場合、使用制限及び登録取消が可能（53条）

→ 現行法でも商標登録不可能ではあるが、改正商標法は、不正な目的で出願された商標が登録されたとしても、正当な権利者の同意なくしては使用することができず、登録取消できるよう規定。

○ 同業者などが信義誠実の原則に反し出願した商標の登録防止（7条1項10号、18号）

→ 商標権者の情報提供がなくても審査官の職権調査により登録を拒絶するようにし、代理人又は代表者のみでなく、公募展の審査委員、従業員など多様な取引関係にある者が信義誠実の原則に反して出願した商標に対しても登録を拒絶するように規程。

○ 有名商標の識別力や名声を損傷させる商標の登録防止（7条1項18号新設）

→ 有名商標をまったく違う商品及び業種として使用しても有名商標の識別力や名声にき損の可能性のある商標は、登録を拒絶するよう規定。

今後の制度改正の方向性

＜迅速・正確な特許紛争解決に向けて特許侵害訴訟の管轄を集中＞

これまでどの地方法院にも侵害訴訟を提起できたが、1審は5つの地方裁判所(ソウル、釜山、大邱、光州、大田)、2審は大田の特許法院の専属とする法改正が現在準備されている(2014.9に特許法院にて聴取したところでは、早ければ本年末にも成立予定とのこと)

＜特許侵害行為の立証のための文書提出命令＞

特許権者の立証負担の緩和を図るため、侵害行為の立証のための書類も文書提出命令の対象とする特許法改正を進めることを検討(国家知識財産委員会にて今年度議論中)

＜特許分割出願の時期的要件の緩和＞

特許登録決定後、設定登録以前に一定期間において分割出願できるよう分割出願可能期間を緩和する特許法改正を検討(早ければ本年中に成立)

＜商標の先後願に関する規定適用の判断時期の改善＞

商標不登録事由の存在に関する判断時点を「商標登録出願時」から、「登録可否決定時」に変更する商標法改正を検討(早ければ本年中に成立)

※ 2013年建議事項の回答より

知的財産をめぐる韓国政府の動き

2015年度韓国特許庁予算

□2015年度特許庁予算案は、総額基準で2014年比14.2%増加(+653億ウォン)した5,266億ウォンとなった。2015年度予算案の要は次の通り：

第一、審査処理期間を短縮するため、審査処理支援予算を大幅に増額、
 第二、担保力に乏しい中小・ベンチャー企業が保有している知的財産権(IP)を担保に事業資金を確保することができるよう、IP金融の活性化予算の確保

＜2015年度特許庁予算案の概要＞

(単位：億ウォン)

区分	'14年度 予算(A)	'15年度 予算(B)	増減 (B-A)	%
◆歳出(A+B)	4,613	5,266	653	14.2
□支出合計(A)	3,941	4,124	183	4.6
○審査・審判サービスの提供	694	765	71	10.2
○知的財産創出基盤の強化	1,014	1,058	44	4.3
○国内・国外の知的財産保護	183	190	7	3.8
○知的財産活用の促進	321	348	27	8.4
○知的財産行政の情報化	369	344	△25	△6.8
○機関運営費用およびその他	1,360	1,419	59	4.3
□政府内部取引(B)	672	1,142	470	69.9

出所：韓国特許庁(2014.9.24)発表資料

2015年度韓国特許庁予算

□世界トップレベルの審査・審判サービスを提供
 <('14)694→('15案)765億ウォン(71億ウォン、10.2%増)>

審査業務の支援に必要な予算を2014年比10.2%増額して審査業務のアウトソーシングをさらに拡大し、審査処理期間を大幅に短縮する予定だ。

特許は2014年より1.7カ月短縮して10カ月以内に、商標・デザインは2014年比1.5カ月短縮して5カ月以内に審査が完了するように審査処理の目標を設定した。

<2015年審査処理期間目標>
 (単位:カ月)

区分	2013	2014	2015
特許	13.2	11.7	10.0
商標	7.7	6.5	5.0
デザイン	7.3	6.5	5.0

2015年度韓国特許庁予算

□IP金融の活性化

<('14)23→('15案)235億ウォン(212億ウォン、1,021%増)>

IP金融の活性化に当てられる予算は、2014年比10倍増加した235億ウォンに編成した。

まず、初めて施行されるIP担保貸出のリスクに対する銀行の懸念を解消するため、不良債権が発生した際に回収を支援する回収支援ファンドを200億ウォン規模で造成する計画だ。

また、同計画により増加が見込まれるIP担保貸出に必要なIP価値評価費用の支援も追加編成した。

<IP担保貸出協力モデルの概念図>



2015年度韓国特許庁予算

□海外知的財産の保護強化

<('14)129→('15案)134億ウォン(5億ウォン、3.5%増)>

日本内で韓国企業が当面する知的財産紛争が増加していることから、海外知識財産センター(IP-Desk)を日本に追加設置する予定。

※IP-Deskの設置現況(5カ国10カ所): 中国(北京、上海、青島、広州、瀋陽)、タイ、ベトナム、米国(ロサンゼルス、ニューヨーク)、ドイツ

IP-Desk未設置国での韓国企業支援のため、海外でのIP紛争に関する初期対応支援予算(4億ウォン)も新規編成。

□知的財産創出の基盤強化

<('14)1,014→('15案)1,058億ウォン(44億ウォン、4.3%増)>

大学・公共研究所、民間企業などがR&Dにより、優秀な特許を創出できるように特許戦略を支援する各種予算を前年比4.3%増額。

※IP-Star企業に対する支援: ('14)9,019→('15)10,596社

国家特許戦略の青写真: ('14)5→('15)6産業分野

民間IP-R&D戦略支援: ('14)174→('15)180社

日本企業が直面する韓国知財問題

日本企業が直面する韓国知財問題

【営業秘密流出に関する問題】

- 韓国における営業秘密流出問題は、従前から頻発していたが、営業秘密流出により韓国企業の急速なキャッチアップを許してしまったという反省の下、近年、当該問題意識が急速に浮上
- しかし、韓国セットメーカの躍進に伴い、特に部品・素材メーカを中心とする日本企業にとって韓国企業が「顧客」として台頭している昨今、法的対応をとることがビジネス上困難など、対策が困難化

【特許権の権利行使等に関する問題】

- 日本企業が技術競争力を発揮するためには、知的財産権のエンフォースメントが重要になるところ、韓国における特許権侵害訴訟などにおいては、権利者の勝訴率が低く、権利行使が十分に行えないなどの問題が表面化
- 特に、侵害訴訟の専属管轄不備、証拠提出命令の実効性、高い無効理由など、行政・司法にわたる問題が山積

【冒認商標等に関する問題】

- 特に食品流通など、これまであまり海外での知的財産権に目を向けていなかった中小企業の海外進出が活発化している昨今、韓国においても、自社商標が登録されている事例が表面化
- 法制度上は対応が可能であるが、回復困難な場合もあり、注意が必要

【模倣品に関する問題】

- 韓国は、過去、模倣品大国などと呼ばれていたが、韓国政府の昨今の努力により、模倣品に関する対策は、おおむね一定の道筋が確立
- しかし、現在でもジェトロソウル事務所で受ける日本企業の相談の多くが模倣品に関するものであり、引き続き対策が必要

営業秘密流出に関する最近の事例

<サムスン電子での半導体技術流出事件>

- 事案 サムスン電子の工程情報を外国企業に漏えいしたとされ18名が起訴された事例
- 現在の状況 2014.6.20控訴審が判決言い渡し(全員無罪) →上告中

<SKハイニックスへの半導体技術流出事件>

- 事案 東芝、サンディスクの合弁工場で勤務していた社員がSKハイニックスに転職し営業秘密を漏えいしたとされる事例
- 現在の状況 日本において2014.3.13に被疑者が逮捕、日本と米国で民事訴訟提起

<LG電子での技術流出事件>

- 事案 ロボット掃除機の核心技術を中国の家電会社に渡したLG電子の元開発研究員2名が拘束された事例
- 現在の状況 2014.4.9に被疑者を拘束、警察は起訴前の没収保全制度の活用を発表

<現代自動車及び韓国GMでの技術流出事件>

- 事案 国内エンジン設計技術会社A社の一部の研究員等が、現代自動車及び韓国GMのエンジン関連の核心技術を中国の自動車会社に横流ししていたとされる事例
- 現在の状況 2014.7.3に上記A社及び研究者自宅を家宅搜索したと検察庁が発表

商標に関する問題

<事例:「ダイソー」vs「ダサソ」サービスマーク権侵害事件>

日本の「ダイソー」が、「ダサソ」の標章を用いて生活雑貨小売店を運営していた韓国の会社を相手取り、サービスマーク権侵害差止め及び損害賠償を請求した裁判で、第1審は全面敗訴したが、控訴審では被告の標章が原告の標章に類似しているとして全面勝訴と180度異なる判断が下された。

【事件の背景・概要】

- ・原告は、2001年から韓国内でビジネスを展開、商標(サービスマーク)権も取得。2013年基準で韓国内に900カ所余の「ダイソー」加盟店を保有、年間売上高は約8,600億ウォン(約860億円)に上る。一方、被告は、「다사소」(ダサソ)標章を用いて生活雑貨小売店を運営している。
- ・原告は、被告らを相手取ってサービスマーク権侵害差止及び損害賠償を請求したところ、外観、呼称面、観念の面のいずれも非類似であるとして、原告の請求を全て棄却、原告は控訴していた。
- ・控訴審では、原告と被告の標章は外観、呼称などが類似する上、被告らの営業は原告の指定役務と同一または極めて類似する点などから、誤認混同するおそれが非常にあるとして、侵害を認定。

【現在の状況】

- ・被告は控訴審の判決を不服として上告中、現在は店名をダサヨ(다사요)変えて営業を継続。

当事者:原告(株式会社ダイソーアソン実業)VS.被告(1.株式会社ダサソ、2.代表理事A、3.代表理事B)

判断主体:ソウル高等法院

事件番号:2013ナ2026249

言渡し日:2014年6月19日

事件の経過:大法院上告中

原告登録商標



被告標章



模倣品に関する問題

<相談事例：顧客が模倣品を購入>

A社は、韓国B社を顧客としている企業であるが、当該顧客企業からの注文が減り、不審に感じて調査したところ、顧客企業において模倣品（特許権侵害品）が使用されていることが判明した。更に調査の結果、当該模倣品は、韓国X社、中国Y社が作成しているらしいことが判明した。しかし、その証拠品を抑えることが難しく、また、模倣品を使用している企業が顧客であるため、対応に苦慮していた。

【背景】

- ・日本企業の韓国における模倣品は、B to B製品が多く、市場に出回っていないため、証拠品を入手することがまず最初のハードル
- ・韓国では、いわゆる探偵事務所のようなところがほとんどなく（弁護士によると、個人情報保護法の運営が厳しいこと、裁判過程で不正な証拠入手とされ不利に作用することがあるため）、多くは、当事者が自分で証拠品を収集
- ・模倣品を購入している者が顧客企業であることも少なくなく、模倣対策によってビジネス上不利となる可能性

【その後の対応状況】

- ・韓国X社については、模倣品を入手することに成功したため、警告状を送付
- ・中国Y社についても、日本代理人を通じて韓国企業に納入している事実を突き止めたため、法的対応を検討

【その他の事例】

- ・他に、日本企業から韓国における模倣品問題について、訴訟対策の相談を受けているが、模倣品を工場を抑える必要があり、証拠集めにかなりの困難があるため、訴訟に持ち込めるかどうかは不明。
- ・これらの例に限らず、特許権侵害の場合は、完成品の形で一般に出回る製品とは限らないため、侵害の事実の発見が困難であるのに、発見したとしても十分な対策がとれるとは限らない。

権利行使上の問題（訴訟構造など）

<その他権利行使上における懸念事項>

知財侵害訴訟

地方法院

高等法院

大法院

審決取消訴訟

特許審判院

特許法院

大法院

権利者に不利な韓国知財訴訟

無効審決率約60~70%
(日本は約30%)

特許侵害成立率約20%
(日本も約20%)

訴訟時の平均損害賠償額
約5000万ウォン～約1億ウォン程度
(日本は約2億)

*弁理士の共同訴訟代理権の導入、知財侵害訴訟の集中管轄・専属管轄については、韓国政府内でも議論中

出所：有識者ヒアリングや各種統計からジェトロソウル事務所が調査
データは概ね2008～2012年の平均値だが、韓国の平均損害賠償額約1億ウォンは、2012年建議事項に対する韓国政府の回答より。

<制度上の違い>

- 侵害品の挙証責任の転換が認められていない。
- 裁判における文書提出命令に対し、「専ら文書を所持する者が利用するための文書」は、提出拒否可能
- 無効審判事件、審決取消訴訟において、証拠・理由の追加変更が自由に可能
- 間接侵害行為の要件・運用が厳格(その物の生産・方法の実施に「のみ」使用する物に厳しく限定)。



- これらの問題は、国家知識財産委員会を中心に政府内で議論が進行中
- また、実務上も、無効審決率の低下、権利者勝訴率の向上が進んでいるとの声がある。

知財問題の韓国政府への建議(2014年予定)

2014年度SJC建議事項(案)

通番 (仮)	建議内容	新規／継 続別
1	韓国特許庁の情報提供制度の是正	新規
2	医薬品許可特許連携制度(パテントリンケージ)に係る薬事法の見直し	新規
3	後発品発売遅延による特許権者の不当利得返還請求の撤廃	新規
4	特許権存続期間の延長規定の見直し	新規
5	延長された特許権の効力範囲の適正化・IMDの廃止	一部変更
6	グリーンリスト運用の改善	一部変更
7	侵害訴訟における立証責任バランスの適正化	一部変更
8	営業秘密の保護強化	一部変更
9	特許法によるコンピュータプログラム自体の保護	一部変更
10	知的財産権侵害に対する損害額の適正化	一部変更
11	特許法における輸出の保護	継続
12	退職審判官・裁判官の関連事件への関与禁止	継続
13	通常実施権の対抗要件の見直し	継続
14	特許出願におけるマルチのマルチクレームの認容	継続
15	拒絶理由通知への応答、不服申立等の基本期間の長期化	継続
16	特許権存続延長制度における外国臨床試験期間の加算	継続
17	侵害訴訟における法院での特許権等の有効・無効判断	継続
18	予見性のある安定した権利の付与	継続
19	間接侵害規定の拡充	継続

【参考】知財問題の韓国政府への建議（2013年実績）

2013年度SJC建議事項及び韓国政府からの回答

通番	建議内容	韓国政府回答
1	特許法における輸出の保護	長期検討
2	存続期間が延長された特許権の部分における効力範囲の適正化	回答困難
3	医薬品許可-特許連携制度における特許権登載の審査基準の適正化	部分受入
4	職務発明制度の改正見直し	受入困難
5	侵害訴訟における立証責任バランスの適正化	部分受入
6	侵害訴訟における訴訟体系の整備	受入可能
7	退職審判官・裁判官の関連事件への関与禁止	長期検討、部分受入
8	通常実施権の対抗要件の見直し	長期検討
9	営業秘密の保護強化	部分受入
10	特許法によるコンピュータプログラム自体の保護	部分受入、受入困難
11	特許出願におけるマルチのマルチクレームの認容	長期検討
12	特許の分割出願の時期的要件の緩和	受入済
13	拒絶理由通知への応答、不服申立等の基本期間の長期化	長期検討
14	特許権存続延長制度における外国臨床試験期間の加算	受入困難
15	デザイン無審査(一部審査)登録物品の見直し	部分受入
16	商標の先後願に関する規定適用の判断時期改善	受入済
17	商標の指定商品の包括的な記載の拡大	部分受入
18	無効審判の請求人適格の緩和	受入困難
19	侵害訴訟における法院での特許権等の有効・無効判断	長期検討
20	予見性のある安定した権利の付与	長期検討
21	間接侵害規定の拡充	長期検討
22	知的財産権侵害に対する損害額の適正化	受入困難、部分受入
23	日本コンテンツに対する規制の撤廃	長期検討

감사합니다
ありがとうございました
